

警察職員に対する身上把握及び身上指導要領の制定について

(平成13年5月1日甲通達監第33号)

この要領は、職員に対する身上把握及び身上指導を必要とされる職員への指導・助言など、非違事案等の未然防止を図るための身上指導要領を定めたものである。